

# 処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

**Q** 基準調剤加算の開局時間に関する要件について、2016年3月までは近隣の医院と同じような休み時間を設けている場合は認められませんでした。2016年4月からは一定時間以上開局するよう求められているだけで、休み時間の取り扱いが示されたQ&Aなどは見当たりません。現行の要件では、平日に毎日8時間以上開局していれば認められるのでしょうか。(匿名希望)

**A** 開局時間に関する要件については、1日ならびに1週間の時間数が一定以上であるか否かで判断します。1日の開局時間の途中で休み時間が設けられていたとしても、要件の適否には関係ありません。

厚生労働大臣が定める施設基準の1つとして設けられている調剤報酬の基準調剤加算は、医薬品の備蓄品目数(1,200品目以上)、24時間調剤・在宅業務に対応できる体制整備の確保、麻薬小売業者免許、一定時間以上の開

局時間、資質向上のための研修実施、患者のプライバシー配慮など、各種基準を満たしている保険薬局があらかじめ届出を行うことにより、調剤基本料1の加算として算定することが認められています。

このうち、開局時間に関する要件については、平日は1日8時間以上、かつ、土曜日または日曜日のいずれかの曜日に一定時間以上の開局を求めるとともに、1週間で合計45時間以上であることとされています(表1)。

現行の要件に見直される以前、すなわち2016年3月までは、開局時間が特定の保険医療機関からの処方せん応需のみに対応したものとなっている場合には、当該地域におけるほかの保険医療機関や患者の需要に対応できないことから、開局時間に係る要件として認められていませんでした(表2)。また、2012年3月に厚生労働省から示された疑義解釈資料においても、特定の保険医療機関の休診時間に合わせた開局時間(すなわち、同じような

表1 基準調剤加算における開局時間に関する要件(現行：2016年4月以降)

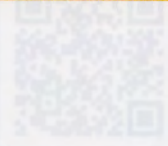
第91 基準調剤加算 1 基準調剤加算の施設基準 (6) 当該保険薬局の開局時間は、平日は1日8時間以上、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ、週45時間以上開局していること。
--

※特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(平成28年3月4日、保医発0304第2号)別添1より抜粋

表2 基準調剤加算1・2における開局時間に関する要件(旧：2016年3月まで)

第89 基準調剤加算 1 基準調剤加算1の施設基準 (8) 当該保険薬局の開局時間は、地域の保険医療機関や患者の需要に対応できるよう、特定の保険医療機関からの処方せん応需にのみ対応したものでないこと。
2 基準調剤加算2の施設基準 (11) 1の(6)から(13)までの基準を満たしていること。

※特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(平成26年3月5日、保医発0305第2号)別添1より抜粋



時間帯に閉局時間を設けている場合)については、要件を満たさない不適切なケースとして示されていました。

その後、2016年4月から基準調剤加算1と同加算2が統合されたことに伴い、閉局時間に関する部分を含めて要件の見直しが図られました。それまでの「地域の保険医療機関や患者の需要に対応できる」、「特定の保険医療機関からの処方せん応需にのみ対応したものでない」といった基本的な考え方は同じですが、要件をできるだけ

わかりやすい内容にするとの観点から、具体的な時間数による表記方法となっています。

ただし、一時的な閉局時間を設けているようなケースについては、具体的な時間数による要件に見直されたことのほか、地域事情に応じた柔軟な対応の必要性などを踏まえ、現在は要件の適否の判断にあたり考慮しないことになっています。

## 質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者に聞かれて困ったこと、  
医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありますか？  
皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

### 1. 質問の範囲

#### ①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

例えば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑義照会の際に処方医の指示に納得できないでいる実例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。

#### ②保険調剤・調剤報酬などに関する質問

例えば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？  
請求漏れがあった場合の対応は？ という質問など。

#### ③調剤技術などに関する質問

例えば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠

を粉碎してよいか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係までお送りください。

3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記してください。

4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。

5. 質問ならびに回答は無料です。

6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

**送付先** 〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 四谷安田ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局  
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270